知的財産権概論 第3回 特許権をどのように 取得するのか?

たくみ特許事務所 弁理士 佐伯 裕子

特許権をどのように取得するのか?

- 1. 発明から特許出願まで
- 2. 特許出願に必要な書類
- 3. 特許出願の手続
- 4. 特許出願後に付与される番号
- 5. 特許出願後の手続(審査)

発明から特許出願まで

1. 発明の具体化

実験結果、試験結果

コンセプト化



技術思想としての発明

- 2. **従来技術の検討** 自分の発表論文も含め、従来技術との差別化
- 3. 特許出願とするか? 実用新案又はノウハウ秘匿の可能性の検討
- 4. 出願時期の検討

先願主義:1日でも早く出願した者が有利となる。 学会発表、論文への投稿=技術の公開に注意

- **5.「発明者(自然人)」・・・**特許を受ける権利(§ 29柱、§ 33) と 「特許出願人(法人、自然人)」・・・発明者自身、承継人 の決定
- 6. 代理人の選定 在外者:特許管理人(§8)、未成年者:法定代理人(§7)

明細書作成までの検討手順

開発目的(研究テーマ)の明確化

先行技術調査 自分の発表論文・関連出願の抽出

本発明の客観的な把握・見直し (具体的な製品のイメージ)

実施例、適用例の追加 (論文、学会発表を見た当業者が思いつきそうな例)

完成明細書

特許出願に必要な書類

特許印紙

【書類名】特許願

出願人 発明者 代理人など

【書類名】明細書

- ・発明の名称
- •技術分野
- •背景技術
- ・発明が解決しようとする課題
- 課題を解決するための手段
- ・発明の効果
- ・発明を実施するため の形態
- -実施例
- ・産業上の利用可能性

【書類名】

特許請求の範囲

特許権として守りたい技術的範囲

【書類名】 要約書

発明の 要約 【書類名】 図面

その他、委任状、譲渡証など

出願明細書に書くべきこと

論文

論文を読んだ研究者 がすぐに思いつくこと、 試してみようとすること

> 実験データから確 実にいえること

実験データ

出願明細書

当業者が実験データ に基づいて容易に実 施できること

実験データから確実にいえること

実験データ

特許出願の手続

- 1. 紙出願と電子出願
- (1)書面による出願
 - 特許庁出願課窓口提出又は郵送(書留、簡易書留郵便、特定記録郵便)
 - 書面の電子化手数料(基本料金1,200円+700×枚数 円)
- (2)電子出願
 - インターネット出願ソフトのインストール
 - 電子証明書(有料)の取得
- 2. 特許出願後に付与される番号
- (1)出願番号:暦年別に1番から (例)特願2015-001234号
- (2)公開番号: 出願後1年6月暦年別1番から (例)特開2015-000123号
- (3)特許番号:登録時に付与。明治18年の特許第1号からの連続番号 (例)特許第5678901号

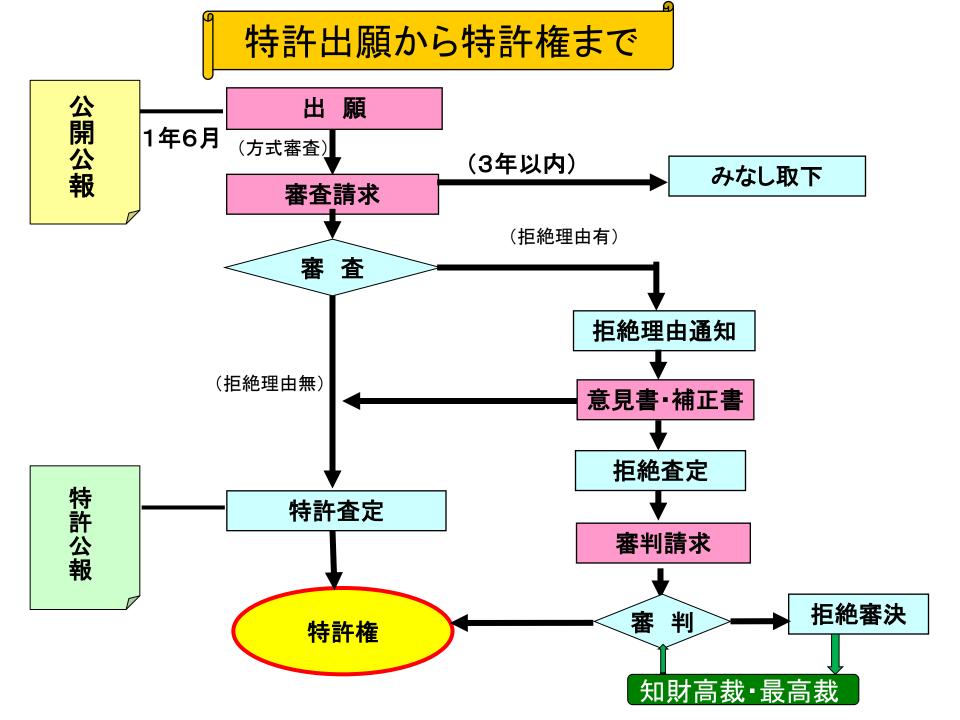
特許出願後の手続(審査)

1. 方式審査 出願公開(1年6ヶ月)準備

手続の瑕疵→手続きの補正命令(§17-3)→手続の却下(§18)

2. 実体審査

- ・審査官による審査←特許庁長官(§ 47)
- 「審査請求」があってはじまる ・・・第3者からの請求も可能
- ・出願から3年以内◆◆◆ 「みなし取り下げ」
- •拒絶理由の通知(§50) ···意見書·補正書の提出
- •拒絶査定(§ 49) ➡ 特許を受けるための条件
- •特許査定(§51)「審査官は、拒絶の理由を発見しないときは、 特許をすべき旨の決定をしなければならない。」



主な拒絶理由

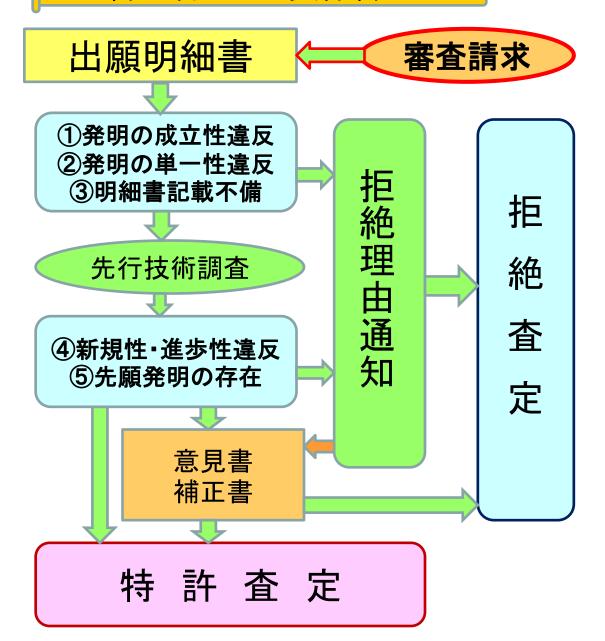
① 産業上利用できる発明ではない § 29-1柱書

- ② 発明の単一性を満たさない § 37
- ③ 新規性がない § 29-1-1, 2, 3
- ④ 進歩性がない§ 29-2
- ⑤ 先願がある

§ 39 § 2902

⑥ 明細書の記載に不備がある § 36-4-1, 6-1, 2

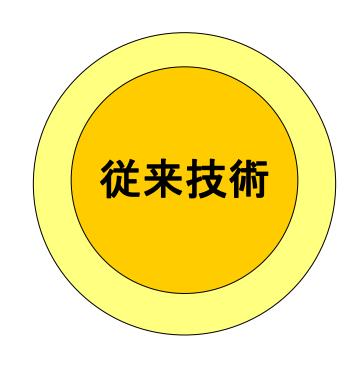
審査官による実体審査



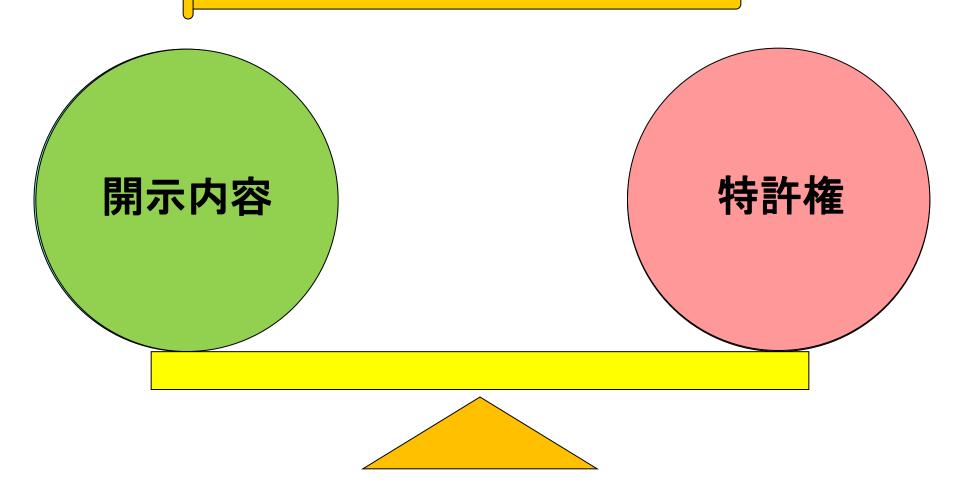
従来技術と特許権

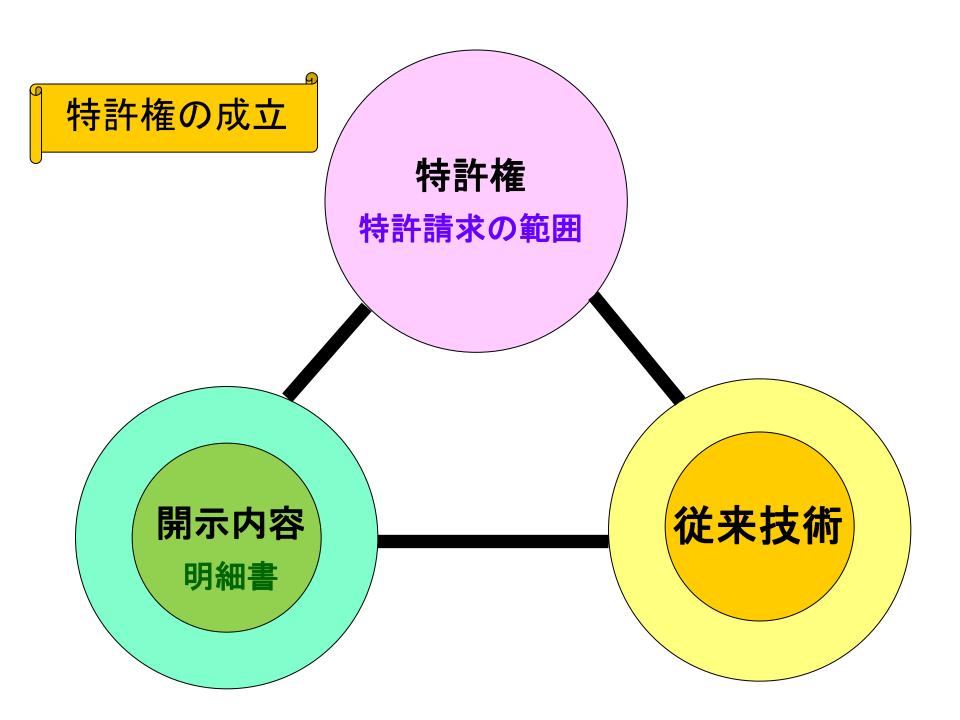
従来技術とその広がり=新規性・進歩性





明細書の開示と特許権





今日のポイント

- 2. 特許出願に必要な書類 願書・明細書・特許請求の範囲
- 3. 特許出願後の手続

「審査請求」によって「実体審査」が始まる

- ■■・出願後3年経過で「みなし取下」
- → 出願請求をしないと特許が取得できない